

## 稚内スポーツ振興協賛会助成要綱

第 1 条 この規定は、稚内スポーツ振興協賛会が市民から募った協賛金を運用し、青少年のスポーツ活動並びにスポーツの普及及び競技力向上を図る事業に支援するため、予算の範囲内で経費の一部を助成することを目的とする。

第 2 条 青少年のスポーツ活動に対する助成の額は、次の各号による。

- (1)全国的な青少年を対象に、道外で開催されるスポーツ大会及びスポーツイベントに参加する、市内の青少年及び指導者については 1 人 20,000 円、道内で開催される場合は 10,000 円とする。  
ただし、10 人以上の団体の場合は 200,000 円、道内で開催の場合は 100,000 円を限度とする。
- (2)全国に準ずる青少年を対象に、道外で開催されるスポーツ大会及びスポーツイベントに参加する、市内の青少年及び指導者については 1 人 10,000 円、道内で開催される場合は 5,000 円とする。  
ただし、10 人以上の団体の場合は 100,000 円、道内で開催の場合は 50,000 円を限度とする。
- (3)稚内市が提携する友好都市等とのスポーツ交流に参加する、市内の青少年及び指導者については、1 人 20,000 円とする。  
ただし、国外(サハリン等)の場合は、渡航手続き費用として 1 人 5,000 円を加算する。
- (4)スポーツ活動に必要な用具を購入する、市内の青少年スポーツ団体等に、費用の一部として 200,000 円未満の物品は購入額の 2 分の 1 とし、200,000 円以上の物品は 100,000 円を限度とする。  
ただし、個人が使用する用具及び消耗品は除外する。

第 3 条 スポーツの普及及び競技力向上を図る事業に対する助成の額は、次の各号による。

- (1)日本全域から選手が参加するスポーツ大会及びスポーツイベントを開催した団体等に、1 大会 200,000 円とする。
- (2)日本全域に準ずると認められる地域から選手が参加するスポーツ大会及びスポーツイベントを開催した団体等に、1 大会 100,000 円とする。
- (3)北海道全域から選手が参加するスポーツ大会及びスポーツイベントを開催した団体等に、1 大会 100,000 円とする。
- (4)北海道全域に準ずると認められる地域から選手が参加するスポーツ大会及びスポーツイベントを開催した団体等に、1 大会 50,000 円とする。
- (5)国内トップアスリートを招聘して、特定競技のスポーツ講習会や講演会等を実施した団体等に、招聘したアスリート 3 人を限度に往復交通費(JR 又は航空運賃)の実費相当額とする。

第 4 条 北海道または日本を代表する選手、指導者及び審判員に対し、アスリート育成基金より次の各号の通り助成する。

- (1)稚内市在住者及び出身者で、世界選手権やオリンピック等世界大会に日本を代表して参加した選手、指導者及び審判員に 200,000 円を助成する。ただし、世界大会が日本国内で開催される場合は 100,000 円とする。
- (2)稚内市在住者で、国民体育大会等全国大会に北海道代表として選抜された選手、指導者及び審判員が、大会前の選抜練習等に参加する場合、稚内市から練習会場までの往復交通費(JR)の実費相当額を助成する。

第 5 条 第 2 条、第 3 条及び第 4 条の助成を受けようとする(受けた)個人並びに団体等は、次の書類を提出しなければならない。

- (1)第 2 条(1)(2)の場合:申請書、当該大会参加を証明できる書類、参加者等名簿(大会プログラム)、参加報告書
- (2)第 2 条(3)の場合 : 申請書、事業計画書、参加者等名簿、参加報告書

(3)第2条(4)の場合：申請書、申請書、見積書(写)、報告書、領収書(写)

(4)第3条(1)～(4)の場合：申請書、大会要綱、報告書、大会結果

(5)第3条(5)の場合：申請書、講習(講演会)開催要項、招聘者名簿、交通費領収書(写)、報告書

(6)第4条(1)の場合：申請書、大会参加を証明できる書類、名簿、プログラム、報告書、大会結果

(7)第4条(2)の場合：申請書、北海道選抜を証明できる書類、研修会要項、名簿、報告書

(8)その他、必要と認める書類

第6条 この規定に定めのない事項は、理事会において協議して決する。

第7条 この規定の変更等は、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

1 この規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規定は、平成20年4月15日から改正施行する。

3 この規定は、平成26年5月21日から改正施行する。